

## 第 171 回 福島県都市計画審議会

日時 平成 27 年 3 月 25 日 (水)  
時間 午後 1 時 30 分より  
場所 福島テルサ 3 階  
大会議室あぶくま

(事務局)

それでは、定刻となりましたので、只今より第 171 回福島県都市計画審議会を開催いたします。

本日の審議会の開催にあたりまして、委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は本日の司会を務めさせていただきます福島県都市計画課の荒川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、事務局より傍聴人の方に申し上げます。お配りしました福島県都市計画審議会傍聴要領の内容を遵守しまして、審議会を傍聴されますようお願いいたします。

次に、委員の皆様へ配布しております資料のご確認をお願いいたします。

まず、次第、それから第 171 回福島県都市計画審議会議案書、資料 1 (議案第 1990 号県南都市計画道路の変更について)、資料 2 (議案第 1991 号及び議案 1992 号喜多方と会津の都市計画道路の変更について)、資料 3 (浜通り都市計画マスタープランについて)、よろしいでしょうか。

次に、審議会の開催に先立ちまして、人事異動等により新たに就任されました委員をご紹介します。

なお、新たな委員名簿につきましては、議案書の 10 ページに記載しております。

福島県警察本部長の人事異動により名和新平委員が退任され、後任には石田勝彦委員が新たに就任されました。

本日は所用のため、代理として、福島県警察本部交通部交通規制課長 菅野紀之様にご出席いただいております。

東北農政局の人事異動により佐々木康雄委員が退任され、後任には豊田育郎委員が新たに就任されました。

本日は所用のため、代理といたしまして、東北農政局農村計画部農村振興課長 栃沢一成様にご出席いただいております。

なお、議席番号1番の川崎委員におかれましては、所用により30分ほど遅れて出席する旨の連絡がありましたのでご報告申し上げます。

それでは、議事に移らせていただきます。

福島県都市計画審議会会議運営規則第5条に基づきまして、審議会の議長は、会長がこれにあたることとなりますので、山川会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(議長)

それでは、暫時議長を務めさせていただきます。

最初に、委員の皆様には、議事録作成の都合等によりまして、慣例上、ご発言の際にまず委員の議席番号、氏名から発言していただくとともに円滑な議事進行に協力いただきますようお願いいたします。

それでは、まず次第をご覧ください。

本日、議案3件、報告事項1件、その他1件を予定しております。次に、議案書をお開きいただき、1ページをご覧ください。

本日ご審議いただく議案は、福島県知事から当審議会に諮問ありました3件です。

都市計画法第21条第2項で準用する同法第18条第1項の規定に基づく議案が、議案第1990号の県南都市計画区域における「県南都市計画道路の変更について」の1件、議案第1991号の喜多方都市計画区域における「喜多方都市計画道路の変更について」の1件、議案第1992号の会津坂下都市計画区域における「会津坂下都市計画道路の変更について」の1件であり合計3議案となっております。

次に、出席委員数をご報告いたします。先程司会の方から報告がありましたが、川崎委員が現在遅れております。川崎委員が出席しますと、出席委員は15名で、うち代理出席は5名でございます。

これは福島県都市計画審議会条例第7条第2項に定める定足数に達しておりますので、本議案の審議は成立しております。

次に、議事録署名人を定めたいと存じますが、これは慣例に従い、議長から指名させていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議ないようですので、ご指名申し上げます。14番の菊池真弓委員、16番の阿部君江委員のお二人にお願いいたします。よろしくお願い致します。

それでは、議事の審議に入らせていただきます。

まず、議案第1990号「県南都市計画道路の変更について」、事務局より説明願います。

(事務局)

はい。

福島県都市計画課の加藤でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、スクリーンをご覧ください。なお、スクリーンと同じのものをお手元の資料-1にまとめておりますので、こちらの1ページをお開き下さい。議案第1990号県南都市計画道路の変更について、路線は、7・6・133号 乙姫桜プロムナード2号線が対象となります。

2ページをご覧ください。こちらは、白河市街地の航空写真ですが、東北本線白河駅からまっすぐ南に伸びているこの路線が、昨年7月に開催した第168回都市計画審議会でご審議いただいた「白河駅白坂線」です。また、右端に少し写っていますが、同じ審議会でご審議いただきまして変更いたしました「白河中央線(国道294号バイパス)」でございます。

今回、ご審議していただく「乙姫桜プロムナード2号線」は 赤く着色している部分で、白河駅と東北本線と並行して走る主要地方道白河羽鳥線を起点といたしまして、そこから国道289号を交差して、そこから市道の「一番町大工町線」へと接続する道路です。市道でございますが、一部区間で国道294号と、交差する部分がございますので、国の同意が必要で、県の都計審に諮らせていただくものでございます。

3ページをご覧ください。これは、県南都市計画区域の総括図であります。赤色の線が先ほどの「乙姫桜プロムナード2号線」です。延長200m、幅員10m、起点が白河市道場小路、終点は白河市愛宕町です。

4ページをご覧ください。現在、白河市におきましては、「身近なまちづくり支援街路事業」を平成12年度より進めております。市におきましては、歴史的資産の保全・活用と併せて、それらをネットワーク化して町並みの変化、情緒を溢れる歴史景観を感じる道路空間整備を目指してございまして、本事業により整備をしております。

赤色斜線の区域が面積76ha、12路線の整備に取り組んでいます。茶色の路線が整備済みでございまして、黄色が今後整備を予定している路線です。今回プロムナード路線ということになっております。その周囲には樹齢300年から400年位の「乙姫桜」、そこから乙姫桜1号線というものがありまして、また周囲には「関川寺(かんせんじ)(赤穂浪士中村勘助の妻の墓)」があり、白河市の風致形成、歴史的建造物があり起点側に白河市図書館がありまして、合わせて平成28年開館をめざしております市民文化会館が建設中でありまして、そこから小峰城まで回遊出来ます。

5ページをご覧ください。こちらは、「身近なまちづくり支援街路事業」での整備事例でありまして、先程終点部の「一番町大工町線」、これは平成22年度に整備いたしまして、延長880m、幅員6m、この3つの整備を実施しております。1つは、ゆとりのある安全で快適なみちづくり、2つ目は、まちの個性を引き出すみちづくり、3つ目は憩いやくつろぎのあるみちづくりという3つの方針の下で整備するもので、整備前の写真のように、通常の舗装の道路を、周辺の歴史的景観に合わせてきれいにしていきます。それと歩道につきましても、マウンドアップで、アップダウンがあり、歩きづらかった歩道を、歩行者と車が共存するフラットな道路とするものです。

6ページをご覧ください。これは、都市計画の計画図で、本路線と周辺の都市計画道路との位置関係を表しています。乙姫桜プロムナード2号線については、図の下の方に隠れてしまっていますが、乙姫桜がありまして、そこから乙姫桜1号線を通って、「一番町大工町線」、そして、今回説明いたします2号線、それから、3号線東北本線のガード下をくぐって小峰城までです。2号線が整備されれば、乙姫桜から小峰城までの回遊できることとなります。

7ページをご覧ください。これは、先ほどの図を拡大し、横にしたもので、右側が北になります。白河駅棚倉線を起点といたしまして、130m区間が10mの幅員、形状は①の写真です。そこから294号の交差点部が30mくらいありまして、この写真が②です。それと全体延長200mで、10m幅員の箇所が130m、交差点部30m、その先幅員4mの箇所が40mとなっています。これは現道の幅員のままに都決するものでございます。

8ページをご覧ください。

これは、現在の幅員10mの箇所の横断図です。現道の幅員をいじりませんので舗装構成を改良し、歩道と車道をフラットにして、人と車が共存する道路に整備する計画です。終点部の「一番町大工町線」との道路構造を合わせております。車道部につきましては白色系のもの、歩道部は茶系を採用します。車道幅4.0m、両側歩道2.0mと路肩1.0mが2カ所で全幅員10mとなります。

以上で資料の説明を終わります。

次に 議案書の説明を行います。

議案書の2ページをお開きください。

議案第1990号、県南都市計画道路の変更について、1 都市計画道路に7・6・133号乙姫桜プロムナード2号線を次のように追加する。種別 区画道路、名称番号 7・6・133号 路線名 乙姫桜プロムナード2号線、位置につきましては、起点は白河市道場小路、終点は、白河市愛宕町、区域につきましては延長200m、構造につきましては構造形式は地表式、幅員が10.0m、地表式の区間における鉄道との交差の構造については、幹線街路と平面交差1箇所、区画街路と平面交差1箇所です。

3ページをご覧ください。

理由につきましては、先ほど資料で説明いたしましたので、省略させていただきます。参考といたしまして、都市計画案の縦覧及び意見書の提出でございしますが、平成27年3月6日から平成27年3月20日まで案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

白河市からも意見はありませんでした。

以上で説明を終わります。

(議長)

只今の説明につきましてご質問、ご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。はい。どうぞ。

(17番 宮本委員)

17番 宮本です。この道路散策路を整備して、賑わいあるまちづくりを創出したいということだと思いますが、今の説明にもあったのですが、車道と歩道をフラットにして、歩きやすい道路にする、これはこれでいい歩行者の安全確保だと思いますが、逆にフラットにすることによって車道歩道の分離が不明になって歩行者の安全が確保できるのだろうかと不安があるんですね。ここのプランはどちらを取るかという問題があるのですが、どっちも取りながらなおかつ、より歩行者の安全を確保するという点でどういう決まりや工夫をすることになるのか、この点を確認しておきたいと思えます。

(議長)

はい。事務局。

(事務局)

5 ページの右側のページの写真を見ていただきたいと思うのですが、白い部分の舗装が車道でございまして、区画線の所で色を変えまして、歩道を少し黒っぽく、区画線には色を変えた線が入っています。途中で狭くなるところがございしますが、これは意識的に車両の速度を落とすものでございます。その先には黒く横に横断するところがございします。これは視覚的に車のスピードを落とさせるものです。少なくとも歩車共存だという事を整備計画でしっかりと明示して、この範囲については、人が歩く、散策していることを分からせるということをして、車道を有効に使う。しかもフラットにすると、お祭りとか空間として道路を使うといったことができますので、合わせまして整備して行くと考えられます。

今後、整備計画の中でしっかりと検討されていくと聞いております。

(17 番 宮本委員)

確かに喜多方市を見に行った時に、同じような整備がされていて、花を植えた鉢がおいてあったり、分離しているんですとおっしゃってました。だから、一定の歩行者の安全を確保するための対策というのはある程度の基準があった方がいいのではないかと私個人的に思っておりますが、多分決められたものはないのだろうと思うんですよね。だからどの管理者も検討していただくとと思いますが、この道路の制限速度は何 km/h になりますか。

(議長)

はい。事務局。

(事務局)

原則 30km/h になっておりますが、やはりこういう場所ですので、スピードを落としていただくように啓蒙をはかる。市全体、地域全体として、取り組んでいく。喜多方市は大きなカラーポットを置いていますが、商店街の方々が協力していただいて、道路管理者だけではなく、一緒に祭り等の際は片付ける。しっかりと皆さんで一体となってやっている状況ですので、歩車道共存の車道をつくる上では、地域の皆様方のご理解とご協力が必要になってくることです。それも、市の方で懇談会の中でしっかりと検討されていくと考えています。

(議長)

はい。どうぞ。

(3番 佐藤委員)

同じようなことで、3番 佐藤玲子です。先程の件なんですが、トヨタあたりの車が静かで視覚障がい者の方が近づいてきたこともわからないことがあったりするので、アイデアとして歩道と車道の間一本ライン上の物があると思うのですが、そのテクスチャーを普通点字ブロックですと3mm浮き上がっているのですが、1mm上がっているノンスリップの素材の物があるので、そういったものでラインを変えるとか、なんかそういった工夫を今後検討していただけるといいのかなと思いました。

(事務局)

今、計画では1cmの段差がつくような形になっていますので、そこで分かって考えています。

(議長)

はい。他いかがでしょう。車が暴走したらどうなるのか。そこが一番心配だ。まだ昼は人ごみがあるからいいけど、夜は車が暴走したらどうなるのかという心配はありますよね。その辺は大丈夫なのでしょうか。そのあたりのところを十分気を付けていただくように、都市計画審議会から意見があったと、事故のないようにとくれぐれも申し上げていただきたいと思います。

(3番 佐藤委員)

私は福島市役所の新庁舎建設のユニバーサルデザインの検討委員会の委員長をしまして、その時に視覚障がい者の方とご一緒しました。その時に視覚障がい者の方がおっしゃったのは、点字ブロックまでは本当は知らないんだ。けれども、テクスチャーが変わることは自分の足でわかるんだと。なので点字ブロックがある時、車椅子の方だったり乳母車の方にとってはガタガタと行くので、ある種不快というか、でも自分たちはテクスチャーが変わることでそれは大丈夫なんだということをおっしゃられたんです。福島市役所は、点字ブロックを使っていないところがあってテクスチャーを変えることでそれをやってしまったという所があります。こむこむでも階段の端の方にいきますと1mmのノンスリップのタイルが敷いてありまして、ここから先は危ないと訴える工夫をしていたりしています。なので、ちょっとそのことが頭をよぎったので意見として言わせていただきました。

(議長)

はい。他いかがでしょう。それでは他にご意見もないようですので、議案第

1990号について、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

「ご異議なし」と認め、議案1990号「県南都市計画道路の変更について」は、原案とおりに同意するということに決定いたします。

それでは、次の議案に移らせていただきます。次からの議案2件につきましては、都市計画区域の再編に伴う都市計画道路の変更に関する議案であるため、議案第1991号の「喜多方都市計画道路の変更について」及び議案第1992号「会津坂下都市計画道路の変更について」は、一括してご審議いただきたいと思っております。事務局より説明願います。

(事務局)

それでは、スクリーンをご覧ください。なお、スクリーンと同じのものを、資料-2にまとめておりますので、こちらの1ページをお開き下さい。

議案第1991号 喜多方都市計画道路の変更について、1・4・1号 会津縦貫北道路、議案第1992号 会津坂下都市計画道路の変更について、1・4・1号 会津縦貫北道路が対象となります。いずれも、塩川都市計画区域が喜多方都市計画区域及び、会津坂下都市計画区域への再編による起終点の名称、及び延長の変更であります。

2ページをご覧ください。

こちらにつきましては前回 都市計画審議会でご説明させていただきましたのですが、都市計画区域の変更という事についての説明が足りなかったと反省しておりまして、まず都市計画区域につきましてのご説明と再編につきまして簡単に説明させていただきます。

まず都市計画区域マスタープランというものがありまして、平成16年に都市計画区域マスタープランの見直しをすることとなりまして、その際平成21年度から小委員会を重ねまして、人口減少とか市町村合併とか少子高齢化の進展、社会情勢の変化に伴いまして区域マスタープランの33都市計画区域の見直しをしようという事で動いでおりました。それと合わせて、33区域につきまして社会的経済的一体性とか土地利用の状況とか、鉄道や国道などの、主要な交通施設設置の状況、通勤・通学等の日常生活圏などのファクターから、区域自体の再編をするべきではないかと小委員会に諮らせていただきました。33都市計画区域から18都市計画区域に変更しますと決めまして、平成22年度からマスタープランの見直しと合わせて再編を行ってきたところでございます。

ところが浜通りにつきましては、平成23年3月11日の大震災がおこりまし



て、都市計画区域の見直しと合わせて再編の方も止まってしまいましたが、中通りと会津地方につきましては、塩川都市計画区域の旧塩川町分が喜多方都市計画区域と合併統合、また、塩川都市計画区域の湯川村分が会津坂下都市計画区域に統合される、そういった再編をおこないまして、中通り、会津地方は 24 の都市計画区域があったのですがそれを 15 区域に、全体としては 33 都市計画区域が、浜通りを含め 24 区域の都市計画区域に今現在なっているところです。このあと報告の中で、浜通りの都市計画マスタープランの見直しを今考えているところですが、そちらの方の説明させていただきたいと思えます。

今回の、都市計画道路の変更につきましては、先ほど言いました都市計画区域の再編に伴う都市計画道路の変更でございます。

3 ページをご覧ください。

そのうち旧塩川都市計画については、塩川町が既に喜多方市と合併しておりましたので、旧塩川町の区域が喜多方都市計画区域と統合いたしました。また、旧塩川都市計画の湯川村分については会津坂下都市計画区域と統合しました。

4 ページをご覧ください。

そこで、今回の案件でございますが、図の右側が南、会津若松方面、左側が北で、喜多方市街地、山形県方面です。中央部を横断する赤の太線が会津縦貫北道路で喜多方 I C から湯川南 I C まで、現在全体延長 10.1 km が供用されています。都市計画道路としては、旧喜多方都市計画区域 1,090 m、塩川都市計画区域 9,790 m、会津都市計画区域 2,020 m で、全体延長 12.9 km、幅員 20.5 m が都市計画されています。

5 ページをご覧ください。

塩川都市計画の内、旧塩川町分が喜多方都市計画区域と統合し、湯川村分が会津坂下都市計画区域と統合しましたので、オレンジ線で囲まれた喜多方都市計画区域における道路延長が 5,290 m へ、茶色い線で囲まれた会津坂下都市計画区域における道路延長が 5,590 m と変更となります。

また、会津都市計画内は道路延長 2,020 m と変更がありませんので、全体延長 12.9 km、幅員 20.5 m は変わりません。

6 ページをご覧ください。

こちらは、会津縦貫北道路の横断図です。都市計画決定幅は、4 車線 20.5 m で都市計画決定していますが、現在は、暫定 2 車線 13.5 m の幅員で供用されています。

以上で資料の説明を終わります。

次に 議案書の説明を行います。議案書の 4 ページをお開きください。

議案第1991号、喜多方都市計画道路の変更について都市計画道路中、1・4・1号 会津縦貫北道路を次のように変更します。

種別 自動車専用道路、名称 番号 1・4・1号、路線名 会津縦貫北道路位置の起点、終点、主な経由地の住所については、終点の喜多方市豊川町高堂太字田中を、喜多方市塩川町遠田字向牧に変更します。

区域延長につきましては約1,090mを約5,290mに変更します。構造では、車線の数が決定されておりましたので、4車線とします。構造形式の変更につきましては、終点の変更に加えて、嵩上式延長が760mから4,960mに変更としております。地表式区域区間における鉄道等との交差の構造において、3・4・5 東部幹線と平面交差となっておりましたが、幹線街路東部幹線と平面交差、幹線街路と立体交差に変更します。

5ページをご覧ください。

前回、喜多方都市計画区域に出入口の記載がありませんでしたが、今回新たに喜多方市関柴町西勝字西原地内に出入口を設ける。喜多方市塩川町遠田字廣面地内に出入口を設ける。を追加します。

同じく備考として、起点方向、都市計画道路3・4・5号東部幹線に接続、都市計画道路3・4・10号窪東谷地線に接続を追記します。

6ページをご覧ください。

理由につきましては、先ほど資料で説明いたしましたので、省略させていただきます。

参考として、都市計画案の縦覧及び意見書の提出でございますが、平成27年3月3日から平成27年3月17日まで案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。喜多方市からも意見はありませんでした。

7ページをご覧ください。

引き続き、議案第1992号、会津坂下都市計画道路の変更について、都市計画道路中、1・4・1号 会津縦貫北道路を次のように変更します。種別 自動車専用道路、名称 番号 1・4・1号、路線名 会津縦貫北道路。起点の位置が変更になりまして、塩川町大字源太屋敷字米田が湯川村大字浜崎字寺下になります。終点につきましても、湯川村大字桜町字中町が湯川村大字桜町字八日町に変更します。終点については変わらないですが湯川村の方の地名の住所が変わったという事で今回変更させていただきます。

区域延長 約9,790mを約5,590mに変更します。構造では、車線の数を決定しておりましたので、4車線とします。出入口の変更につきましては、塩川町大字遠田字広面地内、湯川村大字笈川字入谷地地内及び湯川村大字桜町字西町地内に出入口を設けると記載をしておりましたが、住所が違うという事で、湯川村大字笈川字入谷地地内に出入口を設ける。湯川村大字桜

町字西町地内に出入口を設ける。に変更します。

備考として幹線街路窪東谷地線、一級村道浜崎高瀬笈川線及び主要地方道会津坂下河東線に接続というものを、一級村道浜崎高瀬笈川線に接続、主要地方道会津坂下河東線に接続に変更します。

8ページをご覧ください。

理由につきましては、先ほど資料で説明いたしましたので、省略させていただきます。

参考として、都市計画案の縦覧及び意見書の提出でございますが、平成27年3月3日から平成27年3月17日まで案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。また、湯川村からも意見はありませんでした。

以上で説明を終わります。

(議長)

只今の説明について、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。はい。どうぞ。

(17番 宮本委員)

17番 宮本です。基本的な起点などは都市計画の変更に伴うものなので、これは質問ではないと思うのですが、今度の都市計画の道路の変更で、車線を本体の都市計画の決定で定めたいということでした。今まで縦貫北道路について車線を定めていなかったけれど、今回4車線にするという理由についてはどういう経過があったのかお聞かせください。

(議長)

はい。事務局。

(事務局)

はい。こちらは平成10年11月20日に都市計画法第11条第2項の規定が変更になり、それ以前に都市計画決定したものについては車線数を定めていなかったのが今回の変更で記載することになった。幅員自体は4車線の幅で都市計画決定しているのですが、この調書上、書く項目がなかったということです。

(議長)

あの、記載漏れがあったという事ですか。

(事務局)

6 ページの理由のところの会津縦貫北道路の理由の3行目のところで、「併せて」規定により定める。

(17番 宮本委員)

なんで今まで定めていなかったのですか。

(事務局)

定めてはいましたが表記だけ（されていませんでした）。  
表記する必要がなかっただけで、今回表記させていただきました。  
定めていなかったわけではありません。申し訳ありません。

(議長)

本来であれば法律が変わった時にちゃんとやるべきであったという意味ですね。実態というか、実質的なところが変わっていなかった。でもきちんと表記しないといけない。今回変更に伴って議題があがったので、改めてきちんと表記をしたと。

(17番 宮本委員)

現状がそうなっているという事ではないですよ。

(議長)

どうでしょう。

(事務局)

平成9年に都市計画決定した時に4車線で20.5mと決定しているのですが、調書上記載する必要がなかったので、今回新たに4車線と記載させていただきました。

(17番 宮本委員)

平成9年度に決定されていたということですね。

(議長)

他 いかがでしょう。それでは、他にご意見がないようですので議案第1991号及び議案第1992号についてご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、議案第 1991 号「喜多方都市計画道路の変更について」、議案第 1992 号「会津坂下都市計画道路の変更について」は原案とおりに同意するという事に決定いたします。

次に、報告事項の入りたいと思います。次第の 3 番、報告事項 (1) にあります第 170 回福島県都市計画審議会に付議された案件について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

それでは、報告いたします。議案書の 9 ページをご覧ください。

第 170 回福島県都市計画審議会に付議された案件は、次の通り告示されました。

議案番号 議案 1986 号、議案名 いわき都市計画道路の変更について、告示年月日 平成 27 年 1 月 23 日、告示番号 福島県告示第 37 号。次に、議案番号 議案第 1987 号、議案名 喜多方都市計画道路の変更について、告示年月日 平成 27 年 1 月 16 日、告示番号 福島県告示第 30 号であります。

以上で報告を終わります。

(議長)

ただいまの報告に関して、ご質問ございますでしょうか。

(異議なし)

(議長)

それでは、他にご意見もないようですので、次の次第の 4 番その他の (1) 浜通りの都市計画区域マスタープランについて、事務局より説明願います。

(事務局)

それでは説明させていただきます。概要は先ほど説明させていただきましたが、福島県の都市計画区域マスタープランにつきましては、中通りと会津地方は平成 26 年 5 月に策定いたしました。浜通りにつきましては、震災の影響もありまして、平成 23 年 3 月 11 日以降中断している状況になっておりましたが、平成 26 年当初から見直しに向けた基礎調査を進めてきました。A3 横の資料「浜通りの双葉地方を除く都市計画区域マスタープランの見直しの流れ」を見ていただければと思います。左から説明しますと、平成 16 年度に相馬、原町、鹿島、小高、いわきのそれぞれの都市計画区域でマスタープランを策定いたしました。

浜通り双葉郡につきましては、まだ帰還の準備をしているところで、復興が進んでいないこともございますので、双葉郡を除く浜通りの区域マスタープランについて、今後取り組んでいくために基礎調査を始めたところでございます。

一番下に中通り、会津地方の都市計画区域マスタープランとして24区域、上の部分の浜通りを含めると双葉郡も入れて33区域となっております。平成20年3月に「新たな都市政策のあり方」を小委員会において検討し、平成21年3月に『「都市と田園地域等が共生する福島の都市づくり」新しい時代に対応した都市づくりビジョン』を策定しました。それに基づきまして、平成22年度に都市計画区域マスタープラン素案まで33区域全てで作成しておりました。先ほどお話しましたように、平成23年3月に東日本大震災及び原子力災害が起りまして、浜通りにつきましては、激甚な被害を受けてしまったため、そのままストップしている状態だったのですが、中通り、会津地方につきましては、防災という観点、安心安全や災害に強い、災害に特化したといった方針を入れ込みまして検討を行い、平成24、25年度にマスタープランについて地域懇談会等を行いまして、平成26年5月に15地区につきましては、見直しや再編を行ってまいりました。

今回、浜通りにつきましても、復興が進んできていることと、いわき市の宅地需要など様々な問題が顕在化してきておりますので、平成26年度当初から、都市計画基礎調査を行いまして、震災前と震災後の現況について、調査しております。これらから、都市計画区域マスタープランの見直しを行うための基本方針を策定するため、今年の2月10日に第7回の都市政策推進専門小委員会を開催し、検討してまいりました。その際にご意見が多々ありましたので、3月18日に第8回の都市政策推進専門小委員会を開催いたしました。

小委員会の検討項目でございますが、基本方針を検討するにあたっての基礎調査で把握できた浜通りの社会構造等の現況について、事務局から説明し、それに対して意見をいただきました。また、震災からの復興ということで、東日本大震災や原子力災害からの復興に向けた新しい都市づくりの取り組み、また、平成22年以降に国の「都市再生特別措置法の改正」、要はコンパクトシティ+ネットワークや「地方創生・人口減少克服に向けた対策」、県の「イノベーションコースト構想」といった新たな施策が出てきております。それらを踏まえて、見直しを行っていかなくてはならないため、基本方針について小委員会の委員の皆様にご検討していただきました。基本方針については既に「都市と田園地域等の共生」という理念がございます。その中に3つの柱といたしまして、「都市と田園地域が共生する都市づくり」、「地域特性に応じたコンパクトな都市づくり」、「ひと・まち・くるまが共生する都市づくり」が中通り、浜通り、会津地方の共通の基本方針となっております。浜通りにつきましては、新たな都市づ

くりの方針が必要ではないかということで、浜通りの独自の都市づくり方針について小委員会で検討し、決定したいと考えております。

まだ、最終的な結論まで出ていないため、今後さらに検討してまいります。今回は第7回、第8回の小委員会の検討内容と課題等につきまして、報告させていただきたいと思っております。

スクリーンをご覧ください。第7回都市政策推進専門小委員会は平成27年2月10日に開催いたしました。都市計画基礎調査の結果等による現況説明と意見交換を行いました。まずは、先ほど説明しました「浜通り（双葉地方を除く）の都市計画区域マスタープランの見直しの流れ」について説明し、「浜通りの都市の現況」として基礎調査からわかった社会構造の変化と土地利用の変化、「浜通りの都市づくりの視点」として震災からの復興あるいは新たな施策への対応、最後に「基本方針の検討」として新たな都市づくり方針（浜通り独自の都市づくり）が必要かどうか、あるいはどのような方針が必要なのかということを検討していただくため説明をさせていただきました。

事務局からの説明内容でございます。まず、「社会構造の変化」では、基礎調査のデータからみると、人口減少の基調がある（いわきはある程度緩和されている）となりました。これは平成25年10月が基準となっておりますので、平成25年10月あるいは平成26年の段階となります。また、少子高齢化の拡大傾向があるということの説明をしました。原子力避難者の人口移動の現状としては、いわき市に約24,000人が避難しており、相双北は流出しております。相双北というのは、いわき都市計画区域と双葉郡を除いた南相馬市、相馬市、新地町を「（仮称）相双北」と位置づけまして、今回は基礎調査をいわき都市計画区域と（仮称）相双北都市計画区域で行っております。次に事業者数、従業者数は減少、製造品出荷額が回復基調となっていること、小売業の販売額が低下していることを説明しました。空き家数については減少（特にいわき市では顕著）、地価も急上昇（いわき市の上昇率大）という状況であることを説明しました。最後に双葉郡との交流が分断されている状況であることを説明しました。

次に「土地利用の変化」でございますが、震災空地の発生や災害危険区域が指定されております。また、避難者の移動による変化として、宅地需要が増大し、いわき市で顕著な地価の上昇が見られます。

また、「浜通りの都市づくりの視点（復興まちづくり、新たな施策への対応）」ということで、新たな都市づくり、低炭素まちづくり、地方創生、新たな産業基盤（イノベーション構想）の構築への対応が必要になってくるということを挙げさせていただきました。

「基本方針の検討（福島県の理念と基本目標）」として、都市政策の基本方針、新たな都市づくりの方針の検討について説明いたしました。

これらに対して、「震災前後の人口動向、将来人口について」では、意見として将来人口推計の考え方についての説明、震災以後の若年層の転入転出動向についての分析が必要であるという意見が出ました。また、避難者のダブルカウントをしないようにする必要ということで、帰還する人や流入してくる人が重なっているのではないか、その部分を踏まえて検討しなくてはいけないのではないかというご意見がございました。

「震災前後の産業の現況について」は、求人等の雇用状況などについて追加で調査する必要があるという意見がございました。あくまで私どもは都市計画基礎調査のデータを使っており、求人状況までの調査を行っていませんでしたので、こういったご意見につきましては、限られた時間の中で、調べさせていただきました。

また、「震災前後の土地利用の変化について」は、人口減少が予測される一方で、避難者の流入による宅地不足を解消するために、地区計画により市街地調整区域に宅地開発を行っていることは矛盾しているのではないかというご意見がございました。

「浜通りの都市づくりの視点について」は、復興計画や国の新たなまちづくり施策への対応をどのように進めていくのか、特にイノベーションコースト構想や小さな拠点作りへの対応をどうするのか、例えばイノベーションコースト構想は双葉郡が中心となるということを考えるということなのかといったご意見をいただきました。

最後に「浜通りの都市づくりの基本方針について」は、各委員からキーワードを出していただきました。「災害に強い」あるいは「防災・減災」、「しなやか・復元力がある」というキーワードが出てきました。また、「持続可能」、「核のあるまちづくり」、「コミュニティの場づくり」、ソフト面へのまちづくりが必要ではないかという意見がございました。

その後、第8回都市政策推進専門小委員会を平成27年3月18日に開催いたしました。第7回小委員会での意見に関する追加説明と意見の交換を行いました。まず、調べた内容といたしましては、質問、意見のございました「浜通りの都市の現況」の中の「人口の変化」として、将来人口の考え方、震災後の若年層の流出状況について、現在の人口に表れない避難者の動向についての調査を行いました。「産業の変化」につきましては、震災後の社会経済動向の把握について求人情報などを調査いたしました。「土地利用の変化」につきましては、双葉郡からの避難者における土地売買の状況もひとつの指標になるのではないかというご意見がございましたので、調べました結果、約3,200件の売買があったということでした。「浜通りの都市づくりの視点」としまして、「震災からの復興」として復興まちづくりの位置づけの事務局としての考え方をご説明し



ました。また「新たな施策への対応」としまして、イノベーションコースト構想をどのように考えているのか、ダブルスタンダードになっているのではないかと、また、都市構造コンパクト+ネットワークや小さな拠点についての意見がございましたので、説明させていただきました。「基本方針の検討」につきましては、第7回の小委員会でも出していただいた委員のキーワードを基に事務局で案を検討し、その結果3つの案を挙げさせていただきました。1つ目は「安全で安心な暮らしを支え、未来を拓く都市づくり」、2つ目は「災害に強く未来を拓く都市づくり」、3つ目が「安全・安心で災害に強い都市づくり」です。

説明した具体的な内容としては「将来人口の考え方について」は震災がなかった場合の推計人口をベースに、幅のある想定により受け入れ避難者の定住や流出避難者の上乗せを3パターン検討し、将来人口を推計しました。いわき市につきましては、定住人口に表れない避難者の動き等により、宅地不足が増大しており、現住人口では将来的に減少するだろうというところがあったのですが、避難者の動きが見えないところで、宅地不足の増大が現実として起こっているということを説明しました。また、当面の間、震災前の想定を上回る人口が推移するものの、長期的には、人口減少の趨勢に収束していくものと想定されるということを、推計結果を示して説明しました。

「震災後の若年層の流出の変化について」は、震災後の平成26年においては、生産年齢人口の男性が転入超過に転じた状況があることをグラフ等で説明しました。

また、「現住人口に表れない避難者の動き」として、いわき市に約24,000人が流入や相双北の流出状況について調べさせていただきました。

「震災後社会経済動向の把握」として、求人に関する情報を提示しました。これは浜通りあるいはいわき市に特化したものがなかったため、福島県全体の状況を見ても人手不足が発生している状況であり、浜通りでは震災以前と比べて就職率が改善しているということがわかりました。

「浜通りの都市づくりの基本方針について」は先ほどお話しました事務局案を説明させていただきました。

これに対しまして、主な意見としましては、「震災前後の人口動向、将来人口の推計について」について、震災後の転出入で男女比がアンバランスであり、将来人口の減少拡大の可能性が高いという意見がございました。男性が平成26年に流入が多くなった一方で、女性については震災後に一気に子育て世代が減っており、徐々に回復はしているものの、まだ流出傾向があるというアンバランスになっている状況では、将来人口の減少傾向が拡大する可能性があるという意見がございまして。また、新規就労者、震災後転出した人の戻り転入の上乗せをどう考えていくのかが課題であるという意見もございました。いわきの推

計につきましては、流入してきた約 24,000 人が今の傾向で増えていくパターンと、あるいは復興公営住宅が完成すればある程度収まるだろうというパターンと、今がピークで今後は徐々に現住人口の推移と合わせた形で収束していくという 3 つのパターンで検討いたしました。現段階では戻り人口の上乗せをどう考えるのかについての把握は難しい状況でございます。

「震災前後の産業の変化について」は、人口や雇用のミスマッチがあり、被災地全体がバランスの悪いまちになるという意見がございました。ミスマッチの部分が多く、人口は減ってきているが雇用は増えていることや人手不足がある状況でございます。いわきの職業安定所の水準はフラットになってきているのですが、県全体としては人手不足という状況もでございます。また、経済指標は上向きだが、復興の最盛期で一時的に好況なだけという面もあるという意見もございました。

「浜通りの都市づくりの視点について」は、現在の想定よりもさらに人口が減少するという視点も必要であるというご意見がございました。

「浜通りの都市づくりの基本方針について」は事務局案に対して、県民、これから帰還される方に伝わりやすいやわらかい言葉にした方がよい、小さな拠点や身近な生活圏という考え方は重要である、基本的なことは県の 3 本柱に網羅されているので、浜通りに即したものにすべきであるといった意見がございました。

これらを踏まえまして、今後の進め方でございます。

次回の小委員会では平成 27 年 5 月にご意見等を踏まえ、各委員からそれぞれの専門テーマについてご意見をいただくことになっております。視点としましては、「避難者のためのまちづくり」、「小さな拠点」、「海外の状況」、「コンパクトシティ+ネットワーク」、「福祉・医療・介護」、「商業」といった各委員の専門分野からご意見をいただきます。その意見を踏まえまして、浜通りの都市づくりの基本方針について検討いたします。

浜通りの都市計画区域マスタープラン見直しの今後のスケジュールでございますが、平成 27 年 5 月に第 9 回小委員会で各委員から意見を伺いまして、平成 27 年 7 月の第 10 回小委員会で見直しの基本方針を決定していく予定でございます。また、平成 27 年度につきましては、市町と連携し、地域懇談会や地域の意向調査を実施し、平成 28 年度に素案の作成、小委員会の開催、地域懇談会、関係機関協議、最終的には平成 29 年度にパブリックコメント、小委員会開催、公聴会、原案作成をいたしまして、都市計画案の公告縦覧、市町村紹介、そして、都市計画審議会、国土交通大臣同意協議、最終的に都市計画決定公示と進めていきたいと考えております。また、節目ごとに、本都市計画審議会で報告させていただきますので、ご意見等を伺わせていただきたいと思います。

以上でございます。会長より補足説明等がありましたらお願いいたします。

(議長)

補足します。今まで小委員会を2回行いましたが、一番の論点は人口動向がどうなるのかということでした。人口が戻るのか戻らないのか、あるいは仮の町、町内コミュニティがあるのか等、色々な議論があり、復興庁等の各種調査をみても、まだ意思決定がされない割合がかなりあるという状況です。その中で都市計画マスタープランを策定する時に最も大きな要素となるのが人口の動向となりますので、二回に渡って事務局の基礎調査について意見交換を行い、現状における人口動向の認識を一定程度、共有できる状況になりました。しかし、経済指標等の様々な指標については、年度末ということもあり数字が出ていない部分もあるので、きちんと数字が出てから議論を行いたいということで、年度を跨いで行うことになりました。

各分野の専門家が集まる小委員会でも、ただ事務局の話聞くだけでなく、今後のまちのイメージをどう持てばいいのか小委員会のメンバーの専門性を生かして議論いたします。小委員会メンバーの専門性を見ますと社会学的な分野からの避難者の為のまちづくりや、小さな拠点ということで農業経済の専門家もおります。いま、集落の消滅や地方再生等が言われておりますので、これを福島県でどうイメージを膨らませていけばいいのか等意見を伺います。

また、私も海外事例としてチェルノブイリを視察しています。そこでは離れたところにまちをつくらせている例もあるので、それらの知見からの意見、あるいは福島県の幹部が様々なところを視察しておりますので、情報収集を行いながら今後どういったイメージを持ったらいいか膨らませていきたいと思っております。

拠点的なところで言いますと、“コンパクトシティ”と言われておりますが、そこに新しい国土形成計画として“ネットワーク”が入ってきています。これを浜通りのマスタープランとして、どう落とし込めばいいのかということ、また、小さな拠点やコンパクトシティについて考えるときに福祉・医療・介護の視点をしっかりと持たなければいけません。帰れる状況になったときに、買い物利便性が無いという状況では帰りたくても帰れないということになりますので、専門家からの意見をいただきながらイメージを膨らませて、現状を再度認識した上で、どのようなマスタープランの方向性を定義できるかということ年度明けの2回にわたって議論していきたいと思っております。

その上で、親委員会である都市計画審議会に議題を戻して、ご意見をいただく機会を設けた方が良くということで、中間報告させていただきました。私からの補足は以上です。

それでは、時間は限られていますが、ご意見、ご質問をお願いいたします。

(17番 宮本委員)

17番の宮本です。小委員会では専門家の意見交換がされているとのことですが、この地域の住民の皆さんが自分たちの地域をどうしたいのか、ということが基本でなければいけないと思います。住民の皆さんの意向が、委員会の協議に直接どういう形で参加されるのか、あるいは反映されているのかというプロセスが非常に大切だと思います。

仮設住宅へ行って話を伺うと、将来をどうしたらいいかと聞かれても答えようが無い程過酷な状況にいらっしゃいます。専門家の意見を色々と聞きながらまちづくりを考えていますよ、と言うと親切に聞こえるかもしれませんが、実際に住んでいる住民の方たちの意見が大切だと思います。故郷をどうしたいのか、どのような形で戻りたいのか、もしくは戻れないと思っているのか、様々な選択肢があり、その意見が少しでも反映されているのかが気になるところですし、最も大切だと思います。この点についてどのようなプロセスで行われているのか、お伺いできればと思います。

それともう一つ、双葉郡からの避難者の土地の売買状況の報告があり、3,200件程あるとのことでしたが、この3,200件というのは主にどのような地域なのでしょう。いわき市が大部分なのか、分散しているのか、そのあたりのことを説明いただきたいと思います。

(議長)

質問は2点ですね。

まず一点目は地元の意見をどのような形で組み入れているのかということで、今後のスケジュールについては8ページにございますが、基礎調査のデータを収集した際にいろいろ情報収集を行っていると思います。まずはどのような意見収集を行ってきたのかについて説明をお願いします。

(事務局)

今回の小委員会での現況の基礎となる基礎調査については、各市町村とコンサルを含めまして協議等を行いながら連携を図り、そこから住民の状況や意向等のデータをいただいております。県全体でやると区域毎になってしまい、緻密な打合せができないのですが、今回は4市町なので何度も協議を行いながらデータ収集をしております、意見を反映させてもらっております。また、先ほど山川会長からお話があり、8ページに記載がありますが、今後は平成27年度に意見交換を行う地域懇談会、また平成28年度につきましても段階毎に意見を聞きながら、意向調査等もやっていくということで、個別の区域マスタープランの

見直しについては反映できると考えております。

もう一つの 3,200 件の土地売買については、いわき市だけの数字です。小委員会の中でいわき市において宅地需要が増大している中で、実際、避難者のうちどれくらいの方々がもう既に定住するののかという指標になるだろうということで調べさせていただいたところでございます。

3,200 件の土地売買について具体的に説明しますと、平成 23 年 3 月の震災発生から 12 月末で約 150 件。平成 24 年 1 月から 12 月末までが約 750 件。平成 25 年 1 月から 12 月末までが 1,200 件。合計すると平成 26 年 1 月まで 2,100 件となっています。平成 26 年 1 月よりいわき市独自の地区計画に基づく宅地開発の制度を行っており、平成 26 年 1 月からは約 1,100 件、合計 3,200 件という土地がいわき市で売買されたということです。

(17 番 宮本委員)

住民の意見がどのように反映されたかという点で、市町村からデータをもらって基礎調査を行っており、今後も懇談会も行うとのことですが、先日国連の防災会議の関連事業に県と福大が共催したワークショップに参加しました。その中で強調されたのは、住民の皆さんが参加して、どのようにまちづくりをしていくのかということで、その点で大事なことは、事務局が報告したことに対して意見を出し合うだけではなく、ざっくばらんに意見を出し合うことのできる場をたくさん作っていくことです。会議では車座会議という言葉を使いました。専門家サイドからこの車座会議をたくさん行っていこうという提起があり、これから避難地域のまちづくりを行っていく中で非常に重要な提起だと思えます。

県の話を見ると、当然住民から話を聞いているはずであるという前提で市町村から話を聞いていることにはなりますが、住民サイドからすると実は市町村から充分意見を求められていないことを感じています。だからこそ、住民の皆さんが直接参加する場を、行政側がセッティングするかという視点が重要です。そうでないと、どうしても住民が置き去りの計画になってしまいます。皆さんが大変で考える余裕が無いだろうということで、上の方で考えなければいけないという思いが行政サイドに強いと思えます。その思いもわかりますが、阪神淡路大震災のときにそのようにやって、結果まちづくりはうまくいかなかったという報告があります。これを踏まえて福島県はどうするのか、住民参加のあり方を研究すべきだと思います。

(10 番 勅使河原委員)

10 番の勅使河原です。小委員会の議事録はインターネット上に公開されてい

ますか。また、基礎調査についても我々は見ることができますか。

(事務局)

会議を開催したばかりなので、まだインターネットには掲載されておりません。内容を精査して載せるかどうか検討させていただければと思います。

(10番 勅使河原委員)

小委員会は一般的にオープンなものなので、議事録が整備された段階で我々が簡単に見られるようにしていただきたいと思います。

(事務局)

小委員会に提出した様々な資料は、今後の人口動向等は非常に不確定な要素が多いため、その点についての公開はできませんが、小委員会のやり取りや委員の方々の発言、事務局の説明内容については、議事録が作成でき次第公表するようにしたいと思います。また、基礎調査についても、一部市町村から独自にとっているデータで公表できないものもあるかもしれませんが、基本的には情報公開できるようにしていきます。

(1番 川崎委員)

1番の川崎です。浜通りの区域マスの見直しについてですが、浜通り全域を一体的に見直すということによろしいのでしょうか。双葉郡をはじめとする避難指示区域内とそのほかとでは、区域マスを見直す意味合いが異なると思います。都市計画は10～20年を目安に計画を策定しますが、避難指示区域内となる大熊や富岡ではそれを越えるような期間で考えなくてはいけないのではないかとされている地域も含まれています。そちらの見直しと、南相馬やいわき等、人口の増減の激しく揺れ動いている地域の区域マスの見直しというのは、大分違うのではないかと思います。そのような地域を一体的かつ並行的に区域マスの見直しをするということを想定しているのであれば、それは同時に見直すからこそ意味があるということなのではないでしょうか。それとも、それも含めてこれから基本方針を考えていきたいということなのか、その点を確認させて下さい。

(事務局)

浜通りは北が新地町から南はいわき市までございます。今回は、浪江から広野はまだ帰還できる見通しが具体的に示されていない為、今回は除いています。南相馬から新地の二つの都市計画区域を一つに束ねて「(仮称)相双北都市計画区域」としております。また、いわきは線引き都市計画区域なのでいわき独自

となります。今回はこの二つの都市計画区域について見直すこととしています。

内容については、役場も避難している状況の為、今回は基礎調査も行っておりませんし、調査に協力できるような状況ではありませんので、除いております。ただし、情報は提供していただくようにしています。こちらにつきましては、今後の状況をみながら検討していく予定です。

(事務局)

訂正させていただきます。相双北につきましては、南相馬市は原町、鹿島、小高の3つの都市計画区域に分かれており、それと新地町と相馬市からなる相馬都市計画区域の4つの都市計画区域を(仮称)相双北都市計画区域にしております。

(1番 川崎委員)

南相馬市の南部はまだ避難指示区域になっていますが、ここは入るといふことですか。

(事務局)

南相馬市につきましては、市のマスタープランの策定を考えており、基礎調査のデータを踏まえて検討していくことになると思います。避難指示区域を外すことも検討していますので、県の都市計画区域マスタープランも小高を含めて検討していきます。

(17番 宮本委員)

考える視点として、避難区域の将来人口推計もそうですが、相当長期間を見通した計画が必要だと思います。富岡町長と懇談したときに、「10年後、20年後に戻れるようにしたい。それまでは他の地域でがんばって暮らし、いつか故郷に戻れるようなまちづくりを行っていききたい」とおっしゃっていました。その話から、相当長期間に渡って故郷の再建を考えていると感じました。長期的な視点を持って人口推計やまちづくりのあり方を検討していく必要があると思います。今の段階で帰還しないとか、他に家を造りましたと言っても、10年後また戻りたいと思う人も出てくる可能性も十分ある視点を踏まえて、計画づくりを行っていく必要があると思いました。

(議長)

小委員会の中でも、ある村の話がでました。昨日は帰ろうと思ったが、今日は帰らない、その次の日はまた帰ろうと思ったりと、心のゆれ動く過酷な状況

に置かれています。

数字による表れ方は人口推計そのものもかなり明確なものを出せるのかどうか、ある程度幅を持った範囲でしか出せないのではないかという状況です。したがってその都度見直しができるような仕組みを取り入れていくことが良いのかもしれない。

また小委員会の方でまとめましたら、親委員会で報告させていただきたいと思います。

差し当たり、よろしいでしょうか。

それでは、本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして、第 171 回福島県都市計画審議会を終了します。  
本日は誠にありがとうございました。

(開催時間：1 時間 37 分)

以上のとおり相違ないことを証します。

14 番            菊池 真弓

16 番            阿部 君江